










環境立市 ちちぶ

下記の節電メニューを参考に、無理のない節電へのご協力をお願いいたします。

ご家庭向けの節電メニュー		節電効果 (削減率)
	室温を28℃にする。(設定温度を2℃上げた場合)	10%
	「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる。	10%
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。	50%
	設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。	2%
	日中は不要な照明を消す。	5%
	省エネモードに設定する。画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す。	2%
	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。	いずれ かで1 %未満
	上記機能がない場合、使わないときはコンセントからプラグを抜く。	
	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	2%

【日中に、在宅していない皆さんへ】
 日中は、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力による節電をお願いします。
 経済産業省  「夏季の節電メニュー(ご家庭の皆様)」から引用
 詳しくは、 節電.go.jp 検索 

無理のない範囲で節電に取り組みましょう！
 夏の昼間は冷房の使用が多くなるため、エアコンの節電が重要です。エアコンは室温が28℃になるよう設定し、2週間に1回程度を目安にフィルターを清掃すると、冷房効率が高まります。
 また、「すだれ」や「よしず」で熱を遮断したり、「緑のカーテン」で日光を遮ることもおすすめです。部屋の冷やしすぎや、冷房の無理な自粛は身体に負担となりますので、無理のない範囲でできる限りの節電にご協力をお願いします。
 環境立市推進課 ☎ 22-2378

第3回環境学セミナー参加者募集！

今回は、「クリーンセンター見学と再生可能エネルギー」をテーマに、最新の技術を導入している秩父クリーンセンターを見学します。その後、再生可能エネルギーについての学習の時間をとります。親子での参加も大歓迎です。奮ってご参加ください。

とき 7月26日(日)午前9時30分～正午
 (午前9時15分受付開始)

ところ 秩父クリーンセンター (秩父市栃谷)
 ※直接ご来場ください。

持ち物 ①筆記用具・ノート等、②飲み物

定員 40人程度

受講料 300円 (通年受講者を除く、親子での参加は、子ども(中学生以下) 1人につき100円)

申・問 7月22日(水)までに環境立市推進課 (☎ 22-2378) へ

平成27年度 国民健康保険税 納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定
所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税(以下、国保税)は、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。(該当者は申請をしなくても軽減されます。)

●対象となる世帯

- ・6割軽減…所得が33万円以下の世帯
- ・4割軽減…所得が33万円+(26万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯

※特定同一世帯所属者：国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方

ただし、世帯主および世帯内の被保険者の中に未申告者等がいる場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

世帯主または世帯内の加入者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することによって単身加入世帯になる場合、その月から5年間平等割が半分に軽減され、その後3年間4分の1が軽減されます。適用されるのは、後期高齢者医療制度に移行した方と、継続して同一世帯である場合です。(該当者は申請をしなくても軽減されます。)

社会保険等の被保険者だった方の国保税の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳～74歳)が国民健康保険に加入した場合、申請により当分の間、国保税の減免が受けられます。

問 市民税課 (国保税担当) ☎ 22-2209

市立病院電子カルテの運用を始めます

サービスの一環として、8月1日(土)から電子カルテシステムの運用を開始します。

外来などの運用の一部が変更となりますが、診察券は現在のものがご使用になれます。詳細は院内に掲示しますのでご確認ください。

問 市立病院医事課 ☎ 23-0611